

顧問先の皆様にあんしん届けたい！

葵パートナーズによる

相続あんしん通信



Vol. 21

2025年1月号

代表からのご挨拶

今年も残りわずかとなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
今回は相続において注目される「デジタル資産」についてご案内します。
近年、オンライン銀行の口座、仮想通貨などのデジタル資産が増えて
います。これらは形のない財産ですが、適切に管理されないと相続時
に大きなトラブルを引き起こす可能性があります。
デジタル資産の注意点等、今の時代だからこそ知りたい情報を裏面に
記載しておりますので是非ご覧ください。



相続相談会（初回無料）実施中



相続相談会を開催します

相続の無料相談会を司法書士法人鈴木事務所様
と共同で開催させていただきます。

開催日程：1/25（土）～1/31（金）
お問合せ：0120-017-011

相続でお困りの方は是非、お問合せください！

事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、是非一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ



知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-14-15

相続相談ご予約・受付時間：9:00～18:00

 **0120-758-260**

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）



相続専門ホームページはこちら！

◀◀◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索

デジタル資産の相続での取扱いについて解説！

デジタル技術の急速な進歩により、仮想通貨やNFTといったデジタル資産が登場しました。これらの資産は仕組みが複雑であるため、全容が把握しづらく、申告漏れやトラブルが発生しやすいのが現状です。それでは、もし亡くなった親が仮想通貨やNFTを保有していた場合、どのように相続手続きを進めれば良いのでしょうか。今回は相続におけるデジタル資産の取扱いについて解説します。

デジタル資産とは？

デジタル資産とは、インターネットや電子機器上で管理されている財産やデータのこと、相続財産の対象に含まれるものもあります。具体的には、以下のようなものがあります。

- ・**金融資産**：仮想通貨（暗号資産）や電子マネー、オンライン銀行口座の残高。
- ・**データ資産**：クラウドストレージに保存された写真や動画、SNSアカウント。
- ・**デジタルコンテンツ**：電子書籍、音楽、動画データ。
- ・**NFT**：デジタルアートや所有権証明としてのトークン。

デジタル資産は形がないため、相続人がその存在に気づかないことや、ID・パスワードがわからずアクセスできないといった課題が生じます。特に仮想通貨の場合、秘密鍵がなければ資産へのアクセスは不可能になります。

デジタル資産の相続と注意点

デジタル資産の最大の特徴は「目に見えない」ことです。資産の存在や詳細を確認するためには、運用・管理しているアカウントのIDやパスワードが必要不可欠ですが、それらは通常本人しか把握していません。対策をしていない場合、相続人はデジタル資産自体を見つけることが難しく、存在を知らないまま手続きを進めてしまう可能性があります。

発覚が遅れた場合のリスク

相続手続きが完了した後にデジタル資産が見つかったら、遺産分割協議をやり直す必要が生じます。さらに、相続税の申告期限を過ぎれば延滞税が発生し、申告漏れが発覚すれば追加で税金を支払わなければならないリスクもあります。加えて、デジタル資産が多額であれば、当然相続税額も増加します。一方、FX取引などレバレッジをかけた取引でマイナス資産が発生している場合、その返済義務は相続人に引き継がれてしまいます。これにより思いがけず借金を相続するケースもあるため、注意が必要です。

まとめ

デジタル資産も相続財産に含まれます。デジタル資産は他の財産に比べて把握が難しいため、見落とすことも考えられます。

相続でトラブルを起こさないためには、相続財産の正確な把握が必要です。相続についてお困りの方は是非一度、当事務所にご相談ください！

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-14-15

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索